



発行
東京都

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）……二

○介護老人保健施設の開設許可……（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）……三

○介護老人保健施設の廃止……（同）……三

○介護医療院の開設許可……（同）……三

○保安林の指定……（産業労働局農林水産部森林課）……四

告 示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等……（産業労働局商工部地域産業振興課）……四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）……四

○土地改良区の定款変更の認可……（産業労働局農林水産部農業振興課）……六

告 示

●東京都告示第七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

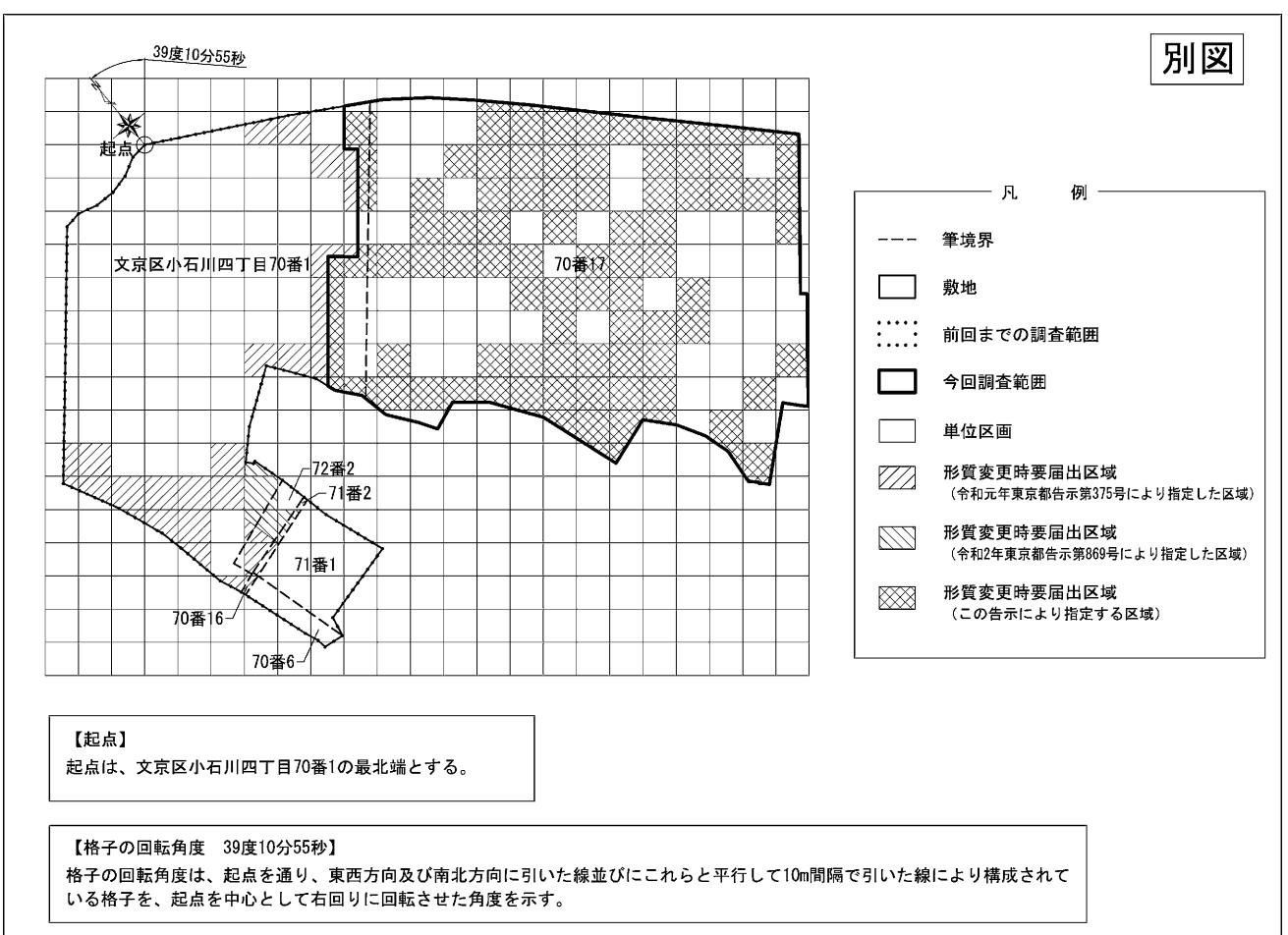
令和五年一月十日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区小石川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



● 東京都告示第八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百二十号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和五年一月十日

東京都知事 小池百合子

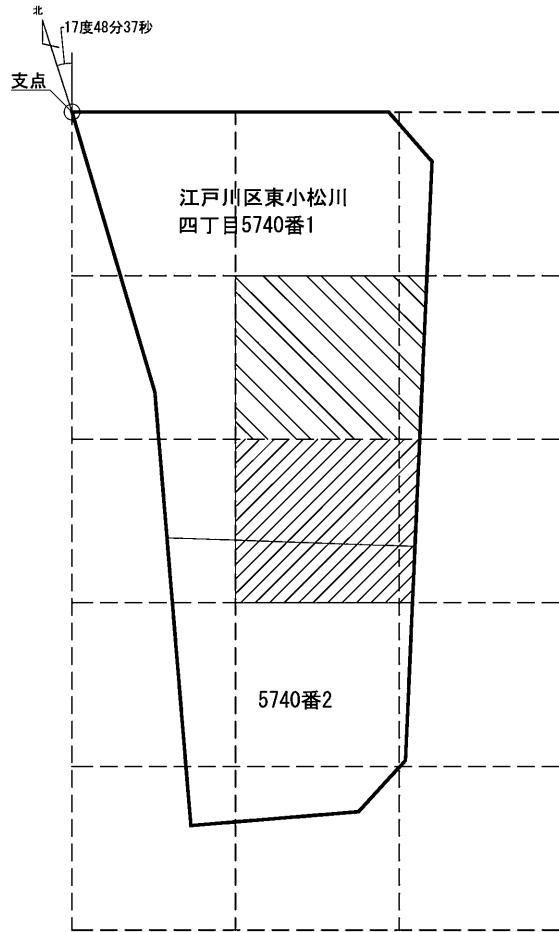
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東小松

川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡 例

- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 -  指定を解除する区域
 -  形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示
第720号により指定した区域)

支点は、江戸川区東小松川四丁目5740番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:17度48分37秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第二百四条の二第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

○東京都告示第十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第

ので、同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

開設者の名称	サービスの種類	東京都知事	小池百合子
施設の名称	介護保健施設サービス		
在地	施設の所		
日	廃止年月		

医療法人社団 東京さくらメ
城東桐和会 デイケアセン
江戸川区東篠崎一丁目十一
令和四年三月三十一日

タ

番一号

●東京都告示第十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百七条第一項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第一百四条の七第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第一百四十条の二の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月十日

東京都知事 小池百合子

サービスの種類 介護医療院サービス
開設者の名称 和好会
医療法人社団 和好会金子病院
慈誠会 慈誠会前野病院
医療法人社団 板橋区南常盤
和好会 1丁目十五番
慈誠会 1丁目三十八番
医療法人社団 板橋区前野町
和好会 令和四年四月一日
慈誠会 令和四年四月一日
医療法人社団 青梅市今井一
和好会 丁目二千六百
慈誠会 九番地の二
医療法人社団 三鷹市下連雀
和好会 六丁目十三番
慈誠会 10号
社会医療法人 介護医療院セントラル大田
若竹会 丁目三十四番
十号

施設の名称

在地

年月日

開設許可

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示(下水)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年一月十日 東京都下水道局長 奥山宏二
供用及び処理開始年月日 令和五年一月十八日
下水(雨水)を別表のとおり排除及び処理すべき区域

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日 東京都下水道局長 奥山宏二
供用及び処理開始年月日 令和五年一月十八日
下水(雨水)を別表のとおり排除及び処理すべき区域

●東京都告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日 東京都下水道局長 奥山宏二
供用及び処理開始年月日 令和五年一月十八日
下水(雨水)を別表のとおり排除及び処理すべき区域

別表

五 終末処理場の位置
置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号
森ヶ崎水再生センター

四 分流式又は合流
式の別
三 排水施設の位置
別表に掲げる区域の地先

六 区名 町名 街区符号又は地番
世田谷 岡本三丁目 十五番、十六番、十八番及び二十番
区

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公表し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(氏名)(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年一月十日

一 店舗名	アトレ大井町	二 店舗所在地	品川区大井一丁目二番一号ほか
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社	三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十一名	五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	ビオセボン・ジャポン株式会社ほか二名
六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十名	六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	ビオセボン・ジャポン株式会社ほか三名
七 変更を行つた小売 業者の氏名又は名 称	株式会社ヴィ・ド・フランスほか 十一名	七 変更日	令和三年十二月十六日
八 変更前の小売業者 の住所	埼玉県川口市元郷三丁目十九番四 号(山和食品株式会社)ほか	八 届出日	令和四年十二月八日
九 変更後の小売業者 の住所	新宿区西新宿三丁目二十番二号 (山和食品株式会社)ほか	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十 変更前の小売業者 の代表者名	神崎朗(株式会社ヴィ・ド・フ ランス)ほか	十 縦覧時間	令和五年一月十日から同年五月十 日まで。ただし、東京都の休日に 関する条例(平成元年東京都条例 第十号)に定める休日を除く。
十一 変更後の小売業 者の代表者名	伊達宏和(株式会社ヴィ・ド・フ ランス)ほか	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十二 変更日	令和四年九月七日ほか	十二 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十三 届出日	令和四年十二月八日	十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十五 縦覧期間	令和五年一月十日から同年五月十 日まで。ただし、東京都の休日に 関する条例(平成元年東京都条例 第十号)に定める休日を除く。	十五 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
一 店舗名	WATERS takeshibi	二 店舗所在地	a (ウォーターズ竹芝)
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社	三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか八十名	五 変更前の小売業者 の氏名又は名称	ビオセボン・ジャポン株式会社ほか 九名
六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか七十五名	六 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社三原堂本店ほか九名
七 変更を行つた小売 業者の氏名又は名 称	株式会社三原堂本店ほか九名	七 変更を行つた小売 業者の氏名又は名 称	株式会社三原堂本店ほか九名

八 変更前の小売業者 埼玉県川口市元郷三丁目十九番四号(山和食品株式会社)ほか

九 変更後の小売業者 新宿区西新宿三丁目二十番二号(山和食品株式会社)ほか

十 変更前の小売業者 三原田 敏(株式会社三原堂本店)ほか

十一 変更後の小売業者 三原田 宗子(株式会社三原堂本店)ほか

十二 変更日 令和四年三月二十日ほか

十三 届出日 令和四年十二月八日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和五年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日にに関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地改良区の定款変更の認可について

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条

第二項の規定により、日野用水土地改良区の定款の変更を

令和四年十二月十六日認可した。

令和五年一月十日

東京都知事 小池百合子

発行 東京都
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 三〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

